

分館の在り方検討特別委員会要項

(平成17年5月17日京都大学図書館機構長制定)

(目的)

第1条 京都大学図書館協議会（以下、「協議会」という。）に、「京都大学図書館機構規程」（平成17年3月22日達示第17号）第11条に基づき、京都大学における附属図書館分館の在り方やその運営方式などについて検討し、もって京都大学全体の図書館組織の整備に資することを目的に、分館の在り方検討特別委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 協議会協議員のうちから協議会の議を経て協議会議長が指名する者
- (2) その他協議会議長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号の委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから協議会議長が指名する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 議長は必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会に関する事務)

第5条 委員会に関する事務は、附属図書館図書館企画課において処理する。

附 則

この要項は平成17年5月17日から施行する。

附 則

この要項は平成23年10月25日から施行する。

附 則

この要項は平成28年4月1日から施行する。